

待望のエコポイント登録・商品交換申請始まる

1. エコポイント制度とは

エコポイント制度は、地球温暖化対策の推進、経済の活性化、地上デジタル放送対応テレビの普及促進を図ることを目的に経済対策の一つとして、2009年度補正予算に盛り込まれた施策で、2009年5月15日からスタートしました。同制度によると、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビの購入者は、一定のポイントが付与され、このポイントと交換商品リストに掲載されている商品等と引き換えることができます。

2. エコポイント対象商品、ポイント数、購入期間等

省エネ性能を☆印の数で示す等の「統一省エネラベル」^(注1)に基づき、4星以上の評価を得ている商品所謂グリーン家電が、対象商品となります。具体的なポイント数は、エアコンや冷蔵庫では購入価格の5%程度、地上デジタル放送対応テレビでは購入価格の10%程度のポイントが付与されます。この他、上記の3製品について古い製品を家電販売店に引き渡し、新製品を購入するリサイクルケースでは、3,000ポイント～5,000ポイントが加算されます。

なお、エコポイント対象家電の購入期間は、2009年5月15日～2010年3月31日までに限られます。

(注1)「統一省エネラベル」とは、小売業者が、家電製品等の省エネ性能の情報を統一的基準に基づいて、提供する表示制度です。

3. エコポイント登録・商品等の交換申請手続きについて

(1) 登録申請方法等

エコポイントを取得するためには、所定の

申請書に、住所、氏名、購入した商品の種類等の必要事項を記入し、証明書類である購入商品の保証書のコピー、領収書又はレシートの原本、リサイクルした場合は家電リサイクル券の排出者控えのコピーを添付して、グリーン家電エコポイント事務局に郵送します。

なお、申請と同時にエコポイントと商品等の交換申請も可能です。その場合は、希望商品名等も記入することとなります。

具体的な申請方法は、グリーン家電エコポイント事務局のホームページ上から行うインターネット申請と郵送によって行う書面申請の2とおりの方法があります。インターネット申請の場合も、別途送信した申請書を印刷し、証明書類を添付して郵送する必要があります。

申請書類や交換商品カタログは、グリーン家電エコポイント事務局のホームページ上から印刷できるほか、郵便局や家電販売店で入手できます。(図表1、2、3)

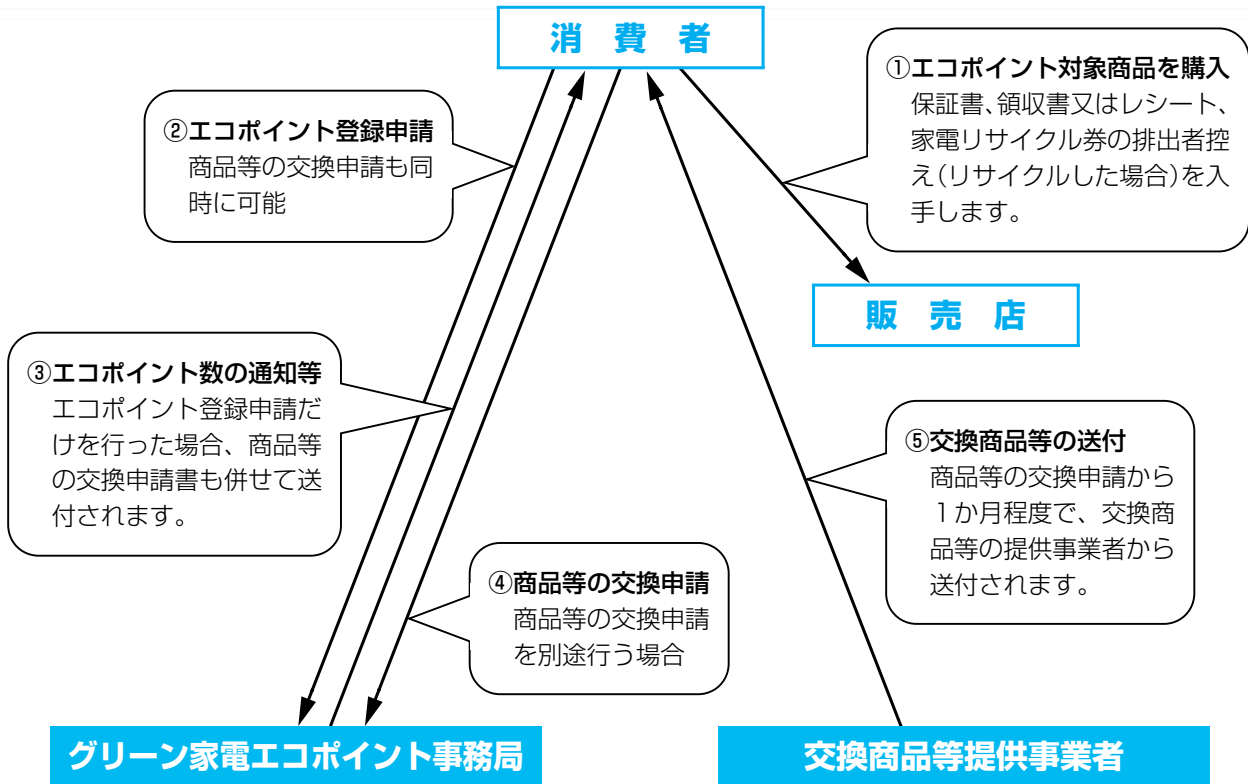
(2) 受付期間等

エコポイントの登録申請期間は、2009年7月1日～2010年4月30日です。商品等の交換申請は、2012年3月31日まで行うことができます。

(3) 交換商品等の送付等

希望する交換商品等は、2009年8月以降、商品等の交換申請から通常1か月程度で商品の提供事業者から直接申請者の住所に送付される予定です。取敢えず、エコポイントの登録申請のみを行い、後日商品等との交換を行うことも可能です。この場合、登録申請後事務局から登録されたエコポイント数の通知とともに、後日商品等と交換するための申請書が送付されますので、これにより商品等との交換申請を行います。

図表1. エコポイント登録・交換商品等申請手続きの手順



図表2. エコポイント登録・交換商品等申請に際して必要な証明書類の要件

書類名	要件
保証書のコピー	購入日、購入店、購入製品の型番・製造番号が分かるもの
領収書又はレシートの原本	購入日、購入店、購入製品、購入者名が分かるもの
家電リサイクル券の排出者控えのコピー	リサイクルされた方のみ必要です。

図表3. エコポイント登録・交換商品等申請書類の送付先等

項目	内容
問い合わせ先	グリーン家電エコポイント事務局：TEL 0570-064-322
申請書類の送付先	〒119-5085 郵便事業会社 新東京支店留 グリーン家電エコポイント申請係
グリーン家電エコポイント事務局ホームページアドレス	http://eco-points.jp

(資料) 図表1、2、3ともにグリーン家電エコポイント事務局ホームページ等を基に当研究所作成